

「指定短期入所生活介護」
「指定介護予防短期入所生活介護」

第二敬和苑 重要事項説明書

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
5. 苦情の受付について	8
6. 個人情報の利用目的	9

令和7年 1月 1日

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 やまと医正会
(2) 法人所在地 福岡県柳川市大和町大字栄220番地の2
(3) 電話番号 0944-76-5555
(4) 代表者氏名 理事長 中村 勝昭
(5) 設立年月 平成7年12月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の概要 指定短期入所生活介護事業所
指定予防介護入所生活介護事業所
(4072000591)
※当事業所は、特別養護老人ホーム第二敬和苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護及び指定予防介護入所生活介護は、介護保健法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 第二敬和苑ショートステイ
(4) 事業所の所在地 福岡県柳川市大和町塩塚1378番地
(5) 電話番号 0944-75-7788
(6) 管理者氏名 片 桐 耕 一 郎
(7) 当事業所の運営方針
テーマ ～ 第二敬和苑は高齢者福祉サービスの拠点をめざします ～
基本方針
・利用者が満足し、喜ぶ質の高いサービスの提供
・働きがいのある職場づくり
・安全対策の完全実施
- (8) 開設記念日 平成23年10月1日
(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	24時間受付

(10) 利用定員 20名

(11) 居室等の概要

当事業所は以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、個室となっております。

居室・整備の種類	室数	備考
個 室	20室	4階
合 計	20室	
食 堂	5室	機能訓練室と兼用
機能訓練室	5室	食堂と兼用
浴 室	7室	各ユニット
特殊浴槽	2室	3階/ 2室
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありませんが、居住費はご負担いただきます。

☆居室の変更：ご契約者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定予防介護入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しております。

※ 職員は全員、新型特別養護老人ホームと兼任しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護職員	22名	22名
3. 看護職員	3名	2名
4. 生活相談員	1名	1名
5. 介護支援専門員	1名	1名
6. 医師	1名（非常勤）	1名（非常勤）
7. 機能訓練指導員	1名	1名（兼任可）
8. 管理栄養士	1名	1名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です

〈主な職種の勤務体制〉

従業者の職種	勤 務 体 制
管理者	常勤 9:00~18:00
生活相談員	常勤 9:00~18:00
医 師	火曜日・金曜日 16:30~18:30
介護職員	早番 7:00~16:00 日勤 8:30~17:30 遅番 9:30~18:30 夜勤 16:45~(翌)9:45
看護職員	早番 7:00~16:00 日勤 8:30~17:30 遅番 9:30~18:30
機能訓練指導員	常勤 9:00~18:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保健の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事

朝食：8：00 昼食：11：30 夕食 17：30

② 入浴

- ・入浴または清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

④ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・毎食後ごとに、口腔ケアを行い清潔保持と感染防止に努めます。

⑤ 緊急時における対応及び体制

- ・ 緊急時の対応や利用者の健康管理等を行う為に、看護職員による24時間連絡体制を整備しています。

⑥ 夜勤職員配置

- ・ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤職員の数に1名加えた職員を配置します。
- ・ 夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置します。

その他

- ・ 嗜好品等は所定の場所となっております。

〈加算など〉

生活機能訓練体制加算

機能訓練指導員が1名以上配置されている場合に算定できます。

サービス提供体制強化加算

介護職員の配置を強化し、より質の高いサービスを提供する事業所を評価する加算です。

介護職員等処遇改善加算

介護サービスを行う職員（介護職員）の待遇を安定させ、賃金を向上させる
目的で設けられた加算です。

〈サービス利用料金（１日あたり）〉（契約書第8条参照）

別紙１の利用料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担）をお支払下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料の係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：１日あたり1445円（朝 390円 昼555円 タ500円）

②理髪・美容

〔理髪サービス〕

美容師の出張による理髪サービス（理髪、顔剃り、パーマ）をご利用いただけます。

利用料金：理髪 １回あたり 1,500円

顔剃り 1回あたり 1,000円

また、利用日が、理髪サービスの日ではない場合、パーマ等の希望の場合は、ご要望を美容師の方に相談します。

③レクリエーション、バスハイク

ご契約者の希望によりレクリエーションやバスハイクに参加していただくことができます。行楽地等の入場料、記念写真等実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚について 10円

⑤居住費

ご契約者は、1日あたり2066円の居住費代をいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第8条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護及び指定予防介護入所生活介護サービスの利用を中止または、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます、この場合、原則としてサービス実施日前日までにサービス事業者に申し出下さい。ご契約者の体調急変等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) サービス利用にあたっての留意事項

下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

（具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例）

■暴力又は乱暴な言動

殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る・奇声や大声を発するなど

■ハラスメント行為

不必要に体を触る・手を握る・腕を引っ張り抱きしめる・卑猥な行動や言動をする など

■その他

過大な要求・理不尽な要求・職員や他者の個人情報を求める・ストーカー行為など

5. 苦情の受付について（契約書第13条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

事務 中村 愛子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

福岡県国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話 092-642-7859 FAX 092-642-7852
佐賀県国民健康保険団体連合会 佐賀県国保会館	佐賀市呉服元町7番28号 電話 0952-26-1477 FAX 0952-26-6123
福岡県社会福祉協議会 施設福祉部 運営適正化委員会	春日市原町3丁目1番地7 福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）内 電話 092-915-3511 FAX 092-584-3790
福岡県介護保険広域連合会 柳川支部	柳川市市三橋町正行431 柳川市役所三橋庁舎内 電話 0944-75-6301 FAX 0944-75-6340
みやま市介護保険課介護保険係	みやま市瀬高町小川16-3 みやま市役所内 電話 0944-64-1555 FAX 0944-64-1601
大川市介護保険課 介護保険係	大川市酒見256-1 大川市役所内 電話 0944-85-8522 FAX 0944-86-8464
佐賀市 諸富・蓮池 地域包括支援センター	佐賀県諸富町為重529番地5 電話 0952-47-5164 FAX 0952-47-5350
大牟田市介護保険課 介護保険係	大牟田市有明町2丁目3番地 電話 0944-41-2683 FAX 0944-41-2662

※ 当事業所では、苦情に対し第三者委員会の体制をとっています。
第三者評価は、実施していません。

6. 個人情報の利用目的

『特別養護老人ホーム第二敬和苑』では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[事業所内部での利用目的]

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス。
- ・ 介護保険事務。
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 入退所等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答。
 - 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合。
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託。
 - 家族などへの心身の状況説明。
- ・ 介護保険事務のうち
 - 保健事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出。
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答。
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出など。

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料。
 - 当施設において行われる学生の実習への協力。
 - 当施設において行われる事例研究。

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

指定短期入所生活介護及び指定予防介護入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護及び指定予防介護入所生活介護

ショートステイ 第二敬和苑

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護及び指定予防介護入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

また、このたび、短期入所生活介護を利用するにあたり、利用者及びその家族の個人情報をサービス担当学会議及びケア会議等、介護支援専門員や事業者及び医師等との連絡調整において、個人情報の使用に同意します。

令和 年 月 日

利用者 (氏名) _____

印

代理人 (氏名) _____ (続柄) _____

印

(別紙1)

第二敬和苑短期入所生活介護利用料(併設型)(1日あたり)

要介護区分	利用料	入所者負担額
要支援1	5,290円	529円
要支援2	6,560円	656円
要介護1	7,040円	704円
要介護2	7,720円	772円
要介護3	8,470円	847円
要介護4	9,180円	918円
要介護5	9,870円	987円

	利用料	入所者負担額
生活機能訓練体制加算	120円	12円
サービス提供体制加算Ⅲ	60円	6円
看護体制加算Ⅰ	40円	4円
看護体制加算Ⅱ	80円	8円
夜勤職員配置加算Ⅳ	200円	20円

※介護給付費算定に係る体制などに関する届出に基づき、設定するものとする。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ——総利用単位数 13.6% (円)

食費負担額(1日あたり)

朝食390円 昼食555円 夕食500円 1445円/日

利用者負担	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
金額	1445円	1300円	1000円	600円	300円

居住費負担額(1日あたり)

利用者負担	第4段階	第3段階①②	第2段階	第1段階
金額	2066円	1370円	880円	880円

送迎体制加算 (片道)	利用料	入所者負担額
	1,840円	184円

(別表2)

- ①実施区域を越え片道おおむね 5km未満 70円
- ②実施区域を越え片道おおむね 5km以上10km未満 140円
- ③実施区域を越え片道おおむね 10km以上15km未満 220円
- ④実施区域を越え片道おおむね 15km以上 330円

(※ この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること)

附則

この(別紙1)料金表については R. 6年8月1日より施行する。